永田

デロイトトーマツFAS株式会社

IFRSで拡大する リスクへの対応

理課題について述べた。今回は日本基準とIF 討する。 に対してマネジメントに必要な対処について検 RSにおけるのれんの減損リスクの違いと、それ 前回は、のれんの非償却化がもたらす経営管

のれんの減損リスクの違い

減損の判定方法の違い

に減損の兆候が把握される傾向がある。 減損の判定が求められ、IFRSの方がより早期 のに対し、IFRSは毎期末に総合的な観点から が、日本基準は具体的な数値基準を設けている いずれの基準でもまず減損の兆候を検討する

2. 減損テストの方法の違い

早期に減損損失を認識する傾向がある。 資産の簿価との比較を行うため、IFRSの方が 認識・測定を行うことになる。しかし、日本基準 では割引「後」キャッシュ・フローの合計と、対象 では割引「前」キャッシュ・フローの合計、 減損の兆候があれば、いずれの基準でも減損の I F R S

3. のれんが非償却であること

損失を早期に認識しやすくなり、また減損の金 額も大きくなる可能性が考えられる。 対象資産の簿価が大きくなる傾向があり、減損 IFRSではのれんは償却されないため減損

企業価値評価の不確実性

を検討する必要がある。そこで、減損の主たる要 因ともいえる高値掴みの買収について検討する。 めには、減損の発生要因を分析し、適切な対処法 このようなIFRSの減損リスクに対処するた

なる。

スタンドアローンとシナジーの価値評価が重要と

スが多い。そのため、買手・売手の双方にとって、

て、交渉の力関係により買収価格が定まるケー しかし実際には、図1の矢印の範囲を目安とし

価値評価の基本的な考え方

線となる。 ンドアローン価値)と買収価格の比較が重要な目 続ける選択肢もあるため、その場合の価値(スタ 売手から見ると、対象会社をそのまま運営し

値とシナジーから生まれる価値の両方が得られ るため、その合計と買収価格の比較も重要な目 一方で買手は、対象会社単独から生まれる価

図1 価値評価と価格交渉可能な範囲

価格交渉が

成立する範囲

ことから、買手の取り分と考えることもできる。 シナジーは、買手がリスクをとって実現させる スタンド アローン 価値 売手の評価

2. 企業価値の不確実性と高値買収

のめりになっている場合、楽観的な企業価値評価 評価手法である。したがって、M&Aに対して前 を基に高値掴みが起こりやすい。 性、収益率)や割引率の前提で大きな幅ができる 高く、特に近年主流のDCF法は事業計画(成長 しかし実際には、企業価値評価は不確実性が

その場合投資可能な上限金額(=交渉撤退の基 から、評価自体を行わないケースも多い。しかし、 また、シナジーについては不確実性が高いこと

シナジー

価値

スタンド

アローン

価値

買手の評価

難しく、結果として高値掴みにつながりやすい。準)が不明確となり交渉における撤退の決断が

3. 高値買収に対するリスク管理

理を行うことが望まれる。 頻繁にM&Aを実施する会社では一定のリスク管く、高値掴みのリスクが常に伴う。したがって、このように買収価格の評価は不確実性が大き

を誤りやすい。 を誤りやすい。 を誤りやすい。 を誤りやすい。 を誤りやすい。 を誤りやすい。 を誤りやすい。 を誤りやすい。

行」でなく「成功」させるための要素でもある。ジーの特定と定量化を行うことはM&Aを「実ナジーの実現が握っており、早い段階からシナまた、M&Aの成功の鍵はそもそも不確実なシ

設置して検討するのが実務的といえる。 とから、少数の専門家で構成する投資委員会を 終判断は通常取締役会で行うが、実質的な判断 終判断は通常取締役会で行うが、実質的な判断 制する機能を整備する必要がある。 M&Aの最

図2●のれんの経済的実態

ある。

また、社内のハードルレートを設定する、成長また、社内のハードルレートを設定する、成長

経済実態にあった会計処理

次に、M&Aの会計処理について検討する。のれんの経済的実態と異なる減損につながるケースがある。経済的実態と異なる減損につながるケースがある。のえば、純資産五〇、スタンドアローン価値一〇〇、親会社が享受するシナジー価値五〇が発生することを見込める会社を、一二〇(のれんとつ)で買収した場合を想定する。



日本の会計実務では減損は子会社単位で行う であ、子会社単位で減損を行った場合、買収した ため、子会社単位で減損を行った場合、買収した ため、子会社単位で減損を行った場合、買収した

めた買収価格一二〇を子会社単独のキャッシュ・この原因は、親会社が享受するシナジーを含

ことにある。シュ・フローと減損対象の資産が整合していないフローによる価値一○○と比較しており、キャッ

定を行っていることになるため、子会社単独での定を行っていることになるため、子会社単独に一二〇の価値を認めて意思決場合、子会社単独に一二〇の価値を認めて意思決場合、子会社単独に一二〇の価値を認めて意思決定、および監査人への説明が必要となる。
思決定、および監査人への説明が必要となる。
他方、シナジーを区分せず、楽観的にスタンドアローン価値を二二〇と評価してM&Aを行った場合、子会社単独に一二〇の価値を認めて意思決定、および監査人への説明が必要となる。

避することができる。とれは一つの事例であるが、IFRSが導入される前にのれんの構成要素や、減損テストの意義れる前にのれんの構成要素や、減損テストの意義

減損判定が求められると考えられる

まとめ

本稿では、IFRSで拡大するのれんの減損リスクについて、マネジメントに必要な対処を企業理の二つのポイントから述べた。次稿では、PP価値評価の不確実性と経済実態に合った会計処るにおける無形資産の認識についてより詳しく